法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

17　法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

18　法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

19　法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第八条の四を次のように改める。

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四　法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第十二条の三第一項第一号中ニを削り、ホをニとし、へからヌまでをホからリまでとし、ル及びヲを削り、ワをヌとし、カをルとし、同条に次の一項を加える。

4　法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

附則第十三条の三第二項第一号ロ中「（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とする。以下この項において同じ。）」を削り、「書類」の下に「（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）」を加え、同項第二号ロ及び第三号ロ中「書類」の下に「（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
第四十五条の三第一項		第三百十七条の三第一項
第二項	附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令	附則第三十四条の二第五項に規定する総務省令
	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
第三項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
前項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項

附則第十三条の三第六項中「この項」の下に「及び第十項」を加え、「若しくは第三項又は第四項若しくは第六項」を「又は第三項」に、「同条第一項又は第四項」を「同条第一項」に、「又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項」を「の承認にあつては、同条第二項」に改め、同項第一号ロ中「又は第四項各号」及び「又は第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第五項」を削り、同号ニ中「若しくは第三項又は第五項若しくは第六項」を「又は第三項」に改め、同条第十項中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。

一　第六項第一号イに掲げる事項

二　当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

四　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる年月日

五　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項、第三項又は第四項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項から第四項までに規定する市町村長が認定した日

11　前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三号様式別表表面中「上場株式等の配当等」に改め、同表裏面中「平成11年から18年までは」を削り、「から31年」を「から33年」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、「※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額」を削る。

第五号の四様式裏面、第五号の五の二様式及び第五号の五の三様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。